

## 協議事項

## 「自治基本条例推進会議のあり方・進め方について」

## ● 第6期推進会議のこれまでの流れ

## ○令和2年度第1回会議（令和2年7月31日（金））

推進会議設置条例第2条第2項に基づき、「第6期推進会議の進め方について」協議し、以下のとおり決定した。

■協議内容	「自治基本条例の実効性の確保について」 「自治基本条例の普及・啓発について」
■協議方法	第4期推進会議で作成した「越谷市自治基本条例の運用状況を確認するための指標及び報告事項」を用い、「参加」「協働」「情報共有」「市政運営」の各分野の取組状況を通じ、条例の実効性確保について協議する。

※参考「越谷市自治基本条例の運用状況を確認するための指標及び報告事項」作成経過  
第2期推進会議で、市長からの諮問（「自治基本条例の適切な運用に関する事項」）を受けて、「条例の適切な運用を図るために、指標を設定したうえで、その進行状況を市民へ公表し、市政運営の透明性確保と、条例の周知啓発に取り組むべき」と答申。これを受けて、第3期推進会議での検討を踏まえ、第4期推進会議で完成させた。

## ○令和2年度第2回会議（令和2年10月9日（金））

「越谷市自治基本条例の運用状況を確認するための指標及び報告事項」をもとに協議するなか、指標を用いての協議の進め方について意見が出された。

## 〈主な意見〉

- ・推進会議に行政評価と同じことをさせているのか。
- ・行政が本来やるような、行政評価の目線で指標を評価しているのであれば、わざわざ推進会議がやる必要があるのか。
- ・行政評価は行政評価で行って、この推進会議では、行政評価とは別に、指標をもとに検討し、推進会議独自の結論を出していくことが重要である。

本件については、その場で結論を出すことは難しいとして、追々扱うこととした。また、委員側から「今後の会議の進め方について、次回の会議までに事務局に提出したい」との提案があったため、寄せられた意見を踏まえて、事務局が次回の議事を調整することとなった。

## 〔会議終了後の意見募集（11月末まで）結果〕

2件の意見が寄せられ、内容は会議と同じく現在の指標を用いての協議の進め方に関するものや根本的な推進会議のあり方に関するものであった。

## ○令和2年度第3回会議（令和3年2月15日（月）） ⇒ 中止

⇒ 以上の流れから、「今後の推進会議のあり方・進め方」に関し、第6期推進会議としての意見・考えを協議いただくため、令和3年度第1回の会議の議事とした。

## ○令和3年度第1回会議（令和3年6月21日（月））

「自治基本条例推進会議のあり方・進め方」を議題とし、主に「現在の指標を用いて議論すること」及び「今後の推進会議のあり方」について協議した。

### 〈主な意見〉

- ・ 条例の適切な運用について議論するうえで、何らかの指標は必要。
- ・ 今の指標は、数が多いため、全てを議論することは難しい。
- ・ 指標は、参加・協働・情報共有について新たな動きがあったものや実効性が危ぶまれる、認知度が低い、参加率が低いものなどに絞り込む。
- ・ 新規または大きな予算の充てられた事業や計画をピックアップし、その経過において自治基本条例が適切に運用、反映されていたか検証する。
- ・ 指標にこだわり過ぎず、普及・認知に重きを置いて議論したほうがよい。

本件については、令和3年度第2回会議でも引き続き扱うこととし、指標に関して意見がある場合は、会議後から7月15日までに事務局へ提出することとした。

〔会議終了後の意見募集（7月15日まで）結果〕計4件

## 参考

### ● 越谷市自治基本条例（抜粋）

#### （推進会議）

第28条 市長は、この条例の実効性を確保するため、別に条例で定めるところにより、附属機関として、自治基本条例に関する推進会議を設置します。

#### 【解説】 条例の手引きより引用

自治基本条例は、制定されただけでは意味がありません。この条例が適正に運用され、その役割を十分に果たしているか、また、この条例に基づいて、市民、議会、市長等がそれぞれの役割をしっかりと担っているかを検証するため、市長の附属機関として推進会議を設置することについて規定しています。

なお、推進会議の権限や役割、委員構成などの設置根拠となる事項については、「越谷市自治基本条例推進会議設置条例」で別に定めます。

### ● 越谷市自治基本条例推進会議設置条例（抜粋）

#### （所管事項）

第2条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）自治基本条例の適切な運用に関する事項
- （2）自治基本条例の普及に関する事項
- （3）自治基本条例の見直しに関する事項

2 推進会議は、前項各号の事項について、市長に意見を述べることができる。